

琴浦町教育委員会会議録

日時	平成28年4月27日(水)午後1時30分～午後3時20分
場所	琴浦町生涯学習センター 第1会議室
出席委員	石前富久美委員長、高塚良平委員、山本浩子委員、田中宣彦委員 小林克美教育長
欠席委員	なし
その他出席者	渡邊教育総務課長、戸田社会教育課長、長尾人権・同和教育課長 高力学校給食センター所長、山本指導主事、井谷指導主事 山根教育総務課係長

議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	教育長報告
日程第3	報告事項 (1) 各課報告
日程第4	議案第28号 琴浦町学校給食運営審議会委員の委嘱について
日程第5	議案第29号 琴浦町進学奨励金給付規則の一部改正について
日程第6	議案第30号 平成28年度要保護・準要保護児童生徒の追加認定について
日程第7	議案第31号 平成28年度琴浦町学校評議員の同意について
日程第8	議案第32号 臨時的任用教職員の雇用について
日程第9	協議事項 (1) 第2次琴浦町総合計画審議会委員の選出について (2) 町立社会体育施設使用料減免内規案について (3) 平成28年度主要懸案事項について (4) 平成28年度教育関係要覧について
日程第10	その他 ・ 5月9日 琴浦町PTA連合協議会総会 ・ 5月27日 東伯地区教育委員会連絡協議会定例総会 東伯地区・倉吉市教育委員会合同研修会
日程第11	次回委員会議開催日 5月30日(月)午後3時00分
日程第12	閉会 午後3時20分

平成28年 第5回定例会の会議概要記録

会議内容の記録

委員長 第5回定例会を開会します。

日程第1 議事録署名委員指名

委員長 議事録署名委員を山本委員と田中委員にお願いします。

日程第2 教育長報告

委員長 日程第2 教育長報告をお願いします。

【教育長報告】

教育長

- ・教育委員会事務局内の人事異動について
- ・新学期の各学校の様子と計画訪問について
- ・教育行政連絡協議会と総合教育会議について
- ・行事報告と今後の予定について

1 行事報告等

- ① 4月 1日（金） 辞令交付式 事務局会議
- ② 4月 4日（月） 教職員宣誓式 町講師辞令交付 校長会
- ③ 4月 7日（木） 始業式
- ④ 4月 8日（金） 小学校入学式（午前） 中学校入学式（午後）
- ⑤ 4月 8日（金） スポーツ推進委員辞令交付・総会
- ⑥ 4月12日（金） 教育行政連絡協議会
- ⑦ 4月20日（月） 女性団体連絡協議会総会
- ⑧ 4月21日（火） 乳幼児教育研究会総会
- ⑨ 4月21日（木）～22日（金） 小学校 修学旅行
- ⑩ 4月24日（日） 船上山さくら祭り
- ⑪ 4月26日（火） 月例報告会 船上山少年自然の家100万人達成記念式典
- ⑫ 4月26日（火）～28日（木） 中学校 修学旅行
- ⑬ 4月27日（水） 教育委員会 教育総合会議

2 今後の日程

- ① 5月 9日（月） 琴浦町PTA連合会総会
- ② 5月10日（火） 校長会

- ③ 5月11日(水) 小学校陸上大会 学習会開始式(赤碕文化センター)
- ④ 5月12日(木) 13日(金) 全国教育長会
- ⑤ 5月17日(火) 学習会開始式(東伯文化センター)
- ⑥ 5月21日(土) 町長杯卓球大会(中学生21日 小学生一般22日)
- ⑦ 5月21日(土) 運動会(八橋)
- ⑧ 5月24日(火) 琴浦町同和対策推進協議会総会
- ⑨ 5月26日(木) 月例報告会
- ⑩ 5月27日(金) 東伯地区教育委員会連絡協議会総会・研究大会
- ⑪ 5月28日(土) 運動会(浦安・聖郷・赤碕・船上)
- ⑫ 7月 8日(金) 鳥取県市町村教育委員会連絡協議会総会・研究大会
(倉吉)

委員長

日程第3 報告事項

日程第3 報告事項について説明をお願いします。教育総務課から順にお願いします。

教育総務課長

特にありません。

社会教育課長

- ・河本家春の公開の期間中の日程について資料(パンフレット)により説明
- ・発掘調査(9号線拡幅工事に伴う本調査、物産館アクセス道路用地試掘調査)日程等について報告
- ・光徳寺山門茅屋根葺き替え見学会について資料(パンフレット)により説明
- ・スポーツ教室(第1期)の開催について資料(パンフレット)により説明
- ・ノルディックウォーキングについて資料により説明
- ・第62回郡民体育大会について資料により説明
- ・「こどもの読書週間」のイベントについて資料(パンフレット)により説明

社会教育課の事業ではありませんが、4月27日でリオオリンピック100日前となります。川中香緒里さんの応援を、ポスター、チラシ、ビデオ等により連休明けから本格的に行なっていきます。サポーター会員の募集も行います。

人権・同和教育課長

特にありません。

委員長

給食センターからの報告はありますか。

学校給食センター長

- ・琴浦町立学校給食センター調理等業務委託について資料により説明

予定通り12日から給食を開始して順調に進んでいるところです。

委員長

業務委託の資料については、委託先、雇用人数の記載をお願いします。

学校給食が始まって、給食の内容等について学校から何かありましたか。

学校給食センター長

各学校とは連絡ノートで情報共有をしています。給食の内容については特に

ありませんが、配達が3分遅れたので遅れないようにしてほしいという要望がありました。

委員長 わかりました。今後も定期的に報告をお願いします。

委員長 各課からの報告が終わりましたが、質疑はありませんか。(質疑無し)

日程第4 議案第28号

委員長 それでは議案の審議に入ります。議案第28号の説明をお願いします。

教育総務課長 議案第28号、琴浦町学校給食運営審議会委員の委嘱についてですが、任期が1年となっていますので、琴浦町学校給食運営協議会規則第3条の規定により添付の名簿のとおり8名の方について本委員会の同意をを求めるものです。(資料の名簿により説明)

委員長 議案第28号について質問はありますか。

議案第28号を同意してよろしいか。(全員賛意)

議案第28号は同意されました。

日程第5 議案第29号

委員長 次に議案第29号をお願いします。

人権・同和教育課長 議案第29号、琴浦町進学奨励金給付規則の一部を改正する規則について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規程により、本委員会の議決を求めるものです。まず第2条第1号ですが、保護者の課税標準額の合計を100万円から150万円に変更し、この関係で幅が少し広がりました。また、第1号の中で該当する学校を記載しておりましたが、これを分けて記載させていただきます。

それから、第2条の第2号ですが、外国の大学や準備コースに通われる方が増えていくことが見込まれるため、外国の大学に通うためにその進学コースに通われる方を新たに対象としました。外国の大学については4月に入学するとは限られませんので、何月に入学・進級されようが年度当初から奨励金が受けられるような制度に改正しました。

それから、第5条の関係ですが、高等学校の奨励金を、月額4千円から月額5千円に増額しております。

それから、第7条の関係ですが、これまでは、当該年度分の給付決定後に申請があったものについては、教育委員会で決定した翌月からの支給としておりましたが、それを教育委員会で決定していただいた月の属する月から支給できる

ように規則改正を行っているところです。説明は以上です。

委員長

大学の年度当初というのはどういう意味ですか。

人権・同和教育課長

大学の始まる月からということです。また、入学月が7月以降の場合、翌月の15日までに申請していただければ入学月から支給となります。

日程第6 議案第30号

委員長

次に議案第30号をお願いします。

教育総務課長

議案第30号、平成28年度要保護・準要保護児童生徒の追加認定について、別紙のとおり、認定することについて、本委員会の承認を求めるものであります。

1件の追加申請が提出されましたので審査のうえ認定することについて承認をお願いします。(資料により説明)補足は学校給食センター長が行います。

学校給食センター長

平成27年度からの継続の方です。先月の委員会で手続きが遅れている方がいるとの説明をいたしましたが、それがこの方です。

委員長

経済的理由の方ですね。認定要件は満たしていますね。

議案第30号について質問はありますか。

議案第30号を承認してよろしいか。(全員賛意)

議案第30号は承認されました。

日程第7 議案第31号

委員長

次に議案第31号をお願いします。

教育総務課長

議案第31号、平成28年度琴浦町学校評議員の同意について、琴浦町立小・中学校管理規則及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第3項の規定により、本委員会の同意を求めるものです。説明は指導主事が行います。

指導主事

別紙のとおり学校から学校評議員の推薦があがっております。(資料の名簿により説明)新任の方は役職が代わられた方です。

委員長

議案第31号について質問はありますか。

議案第31号を同意してよろしいか。(全員賛意)

議案第31号は同意されました。

日程第8 議案第32号

委員長

次に議案第32号の説明をお願いします。

教育総務課長

議案第32号、琴浦町立小中学校臨時的任用教職員の追加雇用について、教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第3号の規定により、本委員会の意

見を求めるものです。

指導主事 (平成28年度の町講師の配置について資料により説明)

委員長 質問はありますか。承認してよろしいか。(全員賛意)

議案第32号は承認されました。

教育総務課長 以上で議案はすべて終了しました。

委員長 日程第9 協議事項

それでは協議事項に入ります。

(1) 第2次琴浦町総合計画審議会委員の選出について説明をお願いします。

教育総務課長 第2次琴浦町総合計画審議会設置に伴う審議会委員の選考について、企画情報課から委員選出の依頼がきております。教育委員会から1名選出していただきたいとのことです。(資料により審議会委員の構成、任期等について説明)

委員長 私が受けます。(全員賛意)

委員長 それでは、次に、(2) 町立社会体育施設使用料減免内規案について説明をお願いします。

社会教育課長 (町立社会体育施設使用料減免内規案について資料により説明)

社会体育施設の使用料の減免について、減免規定の中で町長が特に認めるものについては内規で定めていますが、高齢者の方の社会体育施設使用料を新たに減免対象とすることを検討しています。生涯スポーツを取り組む中で健康寿命を1歳延ばそうと町で取り組んでいます。従来の75歳の後期高齢者ではなく、もっと若い時代から筋力を落とさないために施設をグループで利用していただくことをねらいとして年齢を65歳以上にしていますが、退職された世代であれば60歳以上という考え方もありますので、委員の皆さんのご意見をお聞きしながら高齢者の年齢引き下げを検討したいと考えています。

委員長 今の内規では何歳となっていますか。

社会教育課長 現状は75歳以上となっています。65歳の方がグループで施設を使用された場合は使用料をいただいています。仮に65歳以上を減免とすると、年間200万円の使用料が約20万円減額となります。また、福祉あんしん課に事業で、高齢者の方がグループを作って活動されると、活動費に対して2千円補助する事業がありますが、この補助を受けた団体は対象外にしようと考えています。

教育長 年齢の混ざったグループの場合、使用料はどうなりますか。

社会教育課長 使用していただく際にはグループの登録していただきますが、メンバーの半数以上が65歳以上であれば、65歳以上のグループとして免除対象にしよう

と考えています。また、地方創生加速化交付金を活用し、負荷の軽いパワーリハビリの器具などを導入して、トレーニング室を運動定着の拠点としたいと考えています。

教育長 グループで使用する場合は団体登録しないといけないのですか。

社会教育課長 団体登録していただくこととなります。個人の場合は年齢の分かるものを提示していただくこととなります。

教育長 団体申請は2人からでもできますか。例えば、夫婦でパワーリハビリの器具を使用される場合は団体登録できますか。

社会教育課長 個人で使用されるものは個人申請と考えています。何人かでフロアを使用されるものは団体申請と考えています。

委員 パワーリハビリについてももう少し詳しく教えてください。器具を使う場合には指導者のもと使用するのかどうか教えてください。

社会教育課長 パワーリハビリについてですが、地方創生加速化交付金を活用して、専門のインストラクターも雇用します。県内には健康師の資格を持った方がおられますので、そういった方をお願いすることとなります。やり過ぎれば害になるので、各々の状態を把握してメニューを作成していくことも考えています。交付金を活用して、トレーニング室に空調整備や機器購入、トレーナーの委託等により進めていきます。

委員 各々の能力に応じたメニュー作成がうまくいけば、効果的なりハビリとなると思います。年齢は60歳以上でもよいと思います。早い段階で継続的に方法を身につければ家からでも取り組まれると思います。

教育長 団体の定義等はまだ少し整理しておくことが必要だと思います。

社会教育課長 内規の詳細については事務局の中で整理します。

委員長 案の65歳以上という年齢は何を基準にされたのですか。

社会教育課長 前期高齢者が65歳からですし、高齢者クラブの加入年齢が65歳ということもあり65歳以上としました。

教育総務課長 高齢者クラブの加入は60歳からで、補助金対象となります。

委員長 では、高齢者クラブの加入年齢に合わせて、減免対象の年齢も60歳からでよいのではないのでしょうか。高齢者という表現も無くして。

社会教育課長 では、対象年齢については60歳からということで意見をいただきます。ご意見ありがとうございました。

委員長 それでは次に、(3)平成28年度琴浦町教育委員会事務局ミッションと主要懸案事項について説明をお願いします。

教育総務課長 それでは教育総務課から平成28年度のミッションと主要懸案事項について

説明をさせていただきます。(資料によりミッションと主要懸案事項として、地方教育行政法改正に伴う教育委員会制度への移行、確かな学力習得を目指した教育的環境の充実及びそれぞれの事業スケジュールについて説明)

給食費の改定、学校給食管理システムの導入と運用については、学校給食センター長が説明を行います。

学校給食センター長 それでは学校給食センターの今年度のミッションと主要懸案事項について説明をさせていただきます。(資料によりミッションと主要懸案事項として給食費の改定、学校給食管理システムの導入と運用、及びそれぞれのスケジュールについて説明)

委員長 学校給食管理システムの運用は2学期からできそうですか。

学校給食センター長 9月分の集金は10月に作業しますし、夏季休業中にデータの入力、操作の研修等ができればと考えています。

教育長 学校給食管理システムについてですが、古いシステムがうまく動かなくて再度点検しながら使用していました。以前より懸案となっていましたが、ようやく動き出したところです。

委員長 システムの導入費用はいくらですか。

学校給食センター長 5年間で約1,000万円、保守も含まれます。債務負担は3月議会で承認いただいています。

委員長 それでは続いて社会教育課の説明をお願いします。

社会教育課長 社会教育課です。社会教育課の主要懸案事項は六つ挙げさせていただきます。(資料により主要懸案事項として、地方創生加速化交付金事業、カウベルホールの整備及び指定管理方針、斎尾廃寺跡・大高野官衙遺跡の保存・活用計画策定、地区公民館機能のあり方検討、「ことうら10秒の愛～やさしさの貯金～」普及推進、まなびタウン(図書館)の活性化、及びそれぞれのスケジュールについて説明)

委員長 まなびタウンとうはくの授乳室、談話室の活用状況はどうですか。

社会教育課長 談話室は、高校生・中学生を中心に活用していただいています。今後は福祉的な活用も検討し、いろんな人に来ていただき活用していただける仕組みづくりが必要だと考えています。

教育長 子育て相談などへの活用など、いろんな事への活用を考えていきたいと思えます。

委員長 それでは次に人権・同和教育課の説明をお願いします。

人権・同和教育課長 人権・同和教育課です。人権・同和教育課の主要懸案事項は八つ挙げさせていただきます。(資料により主要懸案事項として、人権・同和教育及び施策の

総合的かつ計画的な推進と検証、「琴浦町あらゆる差別をなくする総合計画」改訂に向けた取組、各文化センターの運営、進学奨励金給付制度、就職促進奨励金給付制度、人権教育推員の配置、地域社会における啓発並びに学習機会の提供、住宅新築資金等貸付金回収の取組強化及びそれぞれのスケジュールについて説明)

- 委員長 それでは次に（４）平成２８年度教育関係要覧について説明をお願いします。
- 教育総務課長 教育関係要覧については何度か協議を重ね、本日、成案として資料をつけさせていただきました。今日はその中の特徴的な部分について説明申し上げて方針についてご了解いただきたいと思います。
- 教育総務課長 ・琴浦町教育の基本方針及び教育構想図について資料により説明
 基本となる全体構想的な部分については変更ありません。
- 指導主事 ・学校教育分野の特徴的な改訂部分について資料により説明
- 社会教育課長 ・社会教育分野の特徴的な改訂部分について資料により説明
- 人権・同和教育課長 ・人権・同和教育分野の特徴的な改訂部分について資料により説明
- 委員長 ご意見ご質問はありませんか。（質疑無し）

日程第１０ その他

- 委員長 その他についてお願いします。
- 教育総務課長 それでは行事予定について、日程のみご連絡をさせていただきます。
- ・ ５月 ９日 琴浦町 P T A 連合協議会総会
 - ・ ５月 27日 東伯地区教育委員会連絡協議会定例総会
 東伯地区・倉吉市教育委員会合同研修会
- 指導主事 ・小中学校計画訪問の予定について説明

日程第１１ 次回委員会議開催日

- 委員長 次回委員会の開催日時について５月３０日（月）午後３時００分から開催します。

日程第１２ 閉会

- 委員長 本日の委員会は以上で閉会とします。
- 午後３時２０分 閉会